

令和6・7年度 霞ヶ浦等・河川愛護モニター応募要綱

国土交通省霞ヶ浦河川事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しております。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的とし、河川愛護モニターを以下のように公募致します。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は別添「河川愛護モニター心得」のもとに次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（1ヶ月に1度の定期と随時）する事が主な目的です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合。
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合。
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。
- ⑤年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加。

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。

2. 活動範囲

- ・常陸利根川（北利根川、外浪逆浦、常陸川）
- ・鱒川
- ・北浦
- ・横利根川
- ・霞ヶ浦（西浦）

なお、活動範囲については霞ヶ浦河川事務所の管理する上記河川を4ブロックに分け、その内、5～10km程度を担当していただくこととなりますので、予めご了承下さい。

- ①ブロック 神栖市、香取市、潮来市、稲敷市（横利根川右岸）
- ②ブロック 土浦市、かすみがうら市、阿見町、美浦村、稲敷市（江戸崎地区、桜川地区、東地区）
- ③ブロック 鉾田市、鹿嶋市、行方市（北浦）
- ④ブロック 石岡市、小美玉市、行方市（霞ヶ浦）、潮来市

裏面の「河川愛護モニター配置表」を併せてご覧下さい。

3. 応募資格

霞ヶ浦等に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、上記2.に示す活動範囲の近隣に居住する方（霞ヶ浦等の河川よりおおむね5km以内・学生も可）。

4. 委嘱の方法と任期

霞ヶ浦等・河川愛護モニターは、国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただき、身分証明書を発行します。任期は令和6年7月1日～令和8年6月30日までの2年間です。

下記の場合は、任期内においても委嘱を解除することがあります。

- ・連絡がとれなくなった場合。（月1回の定期報告がなされない場合も含む）
- ・応募資格を満たさなくなった場合（河川に接する機会がない、河川愛護に関心がない、活動内容を実行出来ない など）。
- ・その他、河川管理者が委嘱を解除する必要があると認めた場合。

5. 募集人員 各ブロック1名（全体で4名）

6. 手当 1ヶ月4,500円程度（支給は3ヶ月ごと）

7. 選考方法

- (1) 所用の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢・地域構成等を勘案して選考させていただきます。選考は霞ヶ浦河川事務所に設ける選考委員会により実施いたします。
- (2) 所用の人数の応募がない場合には、関東地方整備局長が選任いたします。
- (3) 選考結果は郵便にて応募者に通知します。
- (4) 応募者が多数の場合、色々な方のご意見をお伺いするために、新規応募者を優先的に選考させていただく場合がございます。

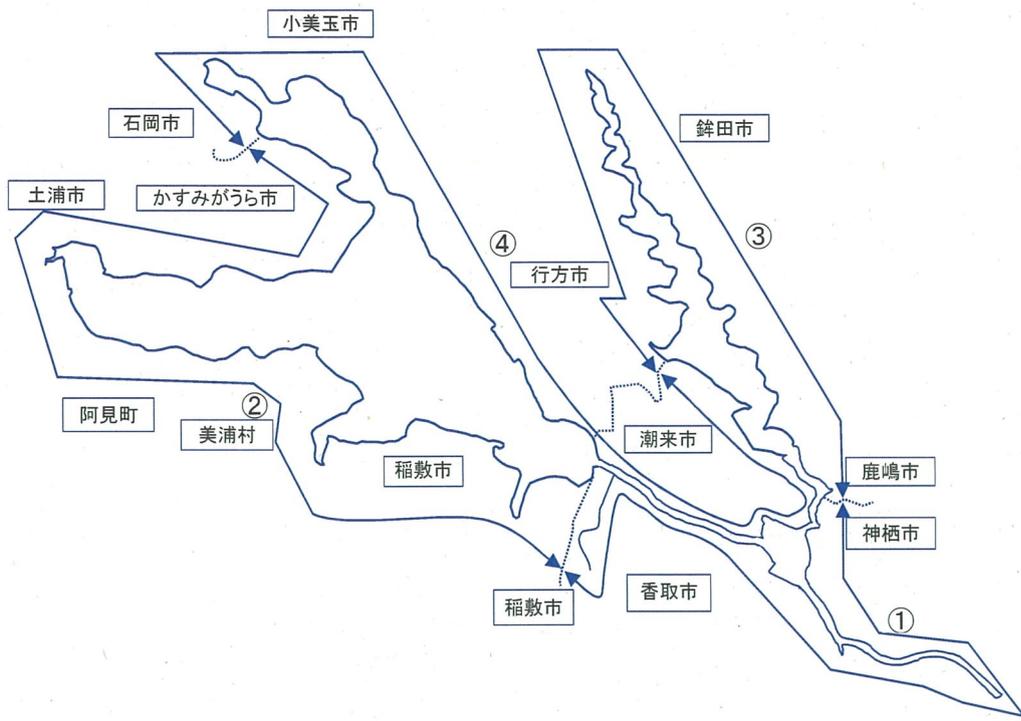
8. 応募方法

別添「河川愛護モニターアンケート用紙」に必要事項を記入のうえ、令和6年5月15日（17時必着）までに、郵送またはFAX、電子メールで応募先に送付下さい。6月中旬に選考結果を応募者あて発送いたします。

9. 応募先

国土交通省霞ヶ浦河川事務所 占用調整課 河川愛護モニター担当
住所：〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510
電話：0299-63-2419
FAX：0299-63-2430
電子メール：ktr-kasumi-senyou@mlit.go.jp

「河川愛護モニター配置表」



別添

河川愛護モニター心得

- 一、河川の状況に関する日常知り得た情報を河川管理者に提供して下さい。

- 一、河川の状況に関する地域の方々の要望等を河川管理者に提供して下さい。

- 一、より良い河川環境の創出のため、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めて下さい。

- 一、違法行為を発見した場合は、直接警告等はせず河川管理者に連絡してください。